

事 務 連 絡

平成 29 年 2 月 9 日

都道府県  
各 指定都市 保育担当課 御中  
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先、立入検査等の事務・権限の移譲について

保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年 12 月、「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）（別紙 1 参照）において、都道府県知事の事務・権限とされている一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先、立入検査等の事務・権限については、「条例による事務処理特例制度（地方自治法（昭 22 法 67）252 条の 17 の 2 第 1 項）により市町村に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成 28 年度中に通知する」旨、閣議決定されました。

上記のことを踏まえ、児童福祉法に基づく、一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先、立入検査等の事務・権限については、地方自治法第 252 条の 17 の 2（条例による事務処理の特例）（別紙 2 参照）により、処理することができる旨、お知らせいたします。

なお、事務・権限の移譲にあたっては、円滑に行われるよう、保育の関係者等の意見も参考にしながら、自治体間で十分に検討・調整を行っていただきますよう、よろしく願いいたします。

都道府県におかれましては、上記の内容について御了知の上、貴管内の市町村へ周知いただきますようお願いいたします。

「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）（抄）

**【厚生労働省】**

（1）児童福祉法（昭 22 法 164）

- （ii）一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先、立入検査等の事務・権限（34 条の 12、34 条の 14、34 条の 18 及び 34 条の 18 の 2）については、条例による事務処理特例制度（地方自治法（昭 22 法 67）252 条の 17 の 2 第 1 項）により市町村に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成 28 年度中に通知する。あわせて、同制度の運用状況等を踏まえつつ、当該権限の市町村への移譲を含めた事務処理体制等について、子ども・子育て支援法（平 24 法 65）附則 2 条 4 項に基づき、同法の施行後 5 年を目途として行う検討の際に、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。

## ○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（条例による事務処理の特例）

第 252 条の 17 の 2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

2 前項の条例（中略）を制定し又は改廃する場合には、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。

3・4 （略）